

報道機関 各位

資料提供 令和4年2月15日
総務部 総合防災課 危機管理・防災支援班
担当者 副主幹兼班長 小原 信宏
副主幹 山中 公伸
TEL 018-860-4563
美の国あきたネット掲載 有

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」の締結について

秋田県では、災害時における物資の供給、応急復旧活動等について、民間企業や業界団体等と協定を締結し、迅速かつ的確な災害対応が可能となる体制の構築に取り組んでいます。

この度、一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワークと新たに物資の輸送・荷役等の支援協力に関する協定を締結することとなりましたので、その概要をお知らせします。

1 協定の名称

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」

2 協定締結日

令和4年2月15日（火）

※協定締結式は実施しません。

3 協定締結者

- ・一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク（理事長 和佐見 勝）
- ・秋田県（秋田県知事 佐竹 敬久）

4 支援協力の内容

- （1）物資等の輸送力の提供
- （2）荷役作業
- （3）物資の調達及び供給
- （4）物資拠点の提供及び運営
- （5）その他、県が必要と認めるもの

5 本協定締結による効果

- 本県で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、A Z - C O M丸和・支援ネットワークから車両の提供等の物資の輸送支援や荷役作業の人的支援などを受けることにより、被災者に対して迅速な物資の提供を行う体制等の充実・強化を図ることができる。
- また、他の都道府県が被災し本県が応援を行う場合にも、同様の協力を得ることができることから、大規模災害発生時の広域連携に対する大きな助力となる。

※ 一般社団法人A Z-C O M丸和・支援ネットワークの活動内容及び災害時の支援実績については、A Z-C O M丸和・支援ネットワーク事務局（03-3212-1111）までお問い合わせください。

【参考①】一般社団法人A Z-C O M丸和・支援ネットワークについて

■概 要：

- 丸和運輸機関が中心となって設立された全国のトラック輸送事業者（約1,700社）で構成される団体

■所在地：東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビル

■設 立：平成27年4月（平成28年11月に一般社団法人化）

■代表者：理事長 和佐見 勝（株式会社丸和運輸機関代表取締役社長）

■H P：https://www.azcom-net.jp/

【参考②】民間機関等との協定締結の状況（本協定を含む）

放送報道	：	15件	（15団体）
救急救護	：	29件	（29団体）
輸送	：	<u>5件</u>	（ <u>6団体</u> ）
災害復旧	：	23件	（37団体）
物資	：	14件	（17団体）
その他	：	<u>18件</u>	<u>（18団体）</u>
計		104件	（122団体）

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書（写）

秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人A Z - C O M丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、秋田県内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は秋田県以外の都道府県で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、支援の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、協力を行うものとする。

3 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

4 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保及びその他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

一 物資等の輸送力の提供

二 荷役作業

三 物資の調達及び供給

四 物資拠点の提供及び運営

五 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

(要請の方法)

第4条 甲は、前条の支援協力が必要と認めるときは、「物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書（様式第1号）」により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

(支援協力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲内において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定による業務を実施したときは、速やかに「物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定による業務に要した費用については、甲が負担するものとする。
ただし、災害対策基本法第68条又は第74条第1項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 第5条の規定による業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第5条の規定による業務に従事した者が、本業務を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第10条 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員運送事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、自らの責めに帰することができない理由により第三者に損害を与えた場合は、甲と乙が協議の上、その対応にあたるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、「災害時における連絡窓口（様式第3号）」により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(情報提供)

第12条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するように努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月15日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

一般社団法人A Z - COM丸和・支援ネットワーク

理 事 長 和 佐 見 勝

様式第1号～第3号：略
